

議案第 1 号

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和3年6月10日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理 由

知的障害児童生徒増加に伴う那覇南部地区特別支援学校の過密化解消と那覇市在住児童生徒の市外特別支援学校への通学負担を軽減するため、那覇市古波蔵に沖縄県立那覇みらい支援学校が令和4年4月1日に開校する。

また、沖縄県立島尻特別支援学校馬天小学校分教室は、在籍児童がなく休室となっているが、今後の在籍が見込めないことから閉室とする必要がある。

令和3年度における県立特別支援学校高等部入試業務や市町村就学支援委員会の審議に伴い、令和3年6月までに周知するため、規則を改める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（学校等の管理）

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2（略）

3（略）

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第1条 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立大平特別支援学校の項の次に次のように加える。

沖縄県立那覇みらい支援学校	那覇市古波蔵	知的障害 肢体不自由 病弱	小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科

別表第1中

馬天小学校分教室	南城市佐敷津波古	知的障害	小学部		6年	
真和志高等学校分教室	那覇市字真地	知的障害	高等部		3年	普通科

を

真和志高等学校分教室	那覇市字真地	知的障害	高等部		3年	普通科
------------	--------	------	-----	--	----	-----

に改める。

(沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則(平成22年沖縄県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1 那覇学区の部を次のように改める。

那覇学区	大平特別支援学校	宜野湾市(宜野湾市立宜野湾、嘉敷及び真志喜中学校区域(宜野湾市立真志喜中学校区域にあつては宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。))に限る。)、浦添市、那覇市(那覇市立松島、城北、石嶺及び安岡中学校区域に限る。)	久米島高等学校分教室あつては、久米島町とする。
	那覇みらい支援学校(知的障害である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	那覇市(那覇市立松城、石田、真和志、神原、那覇、上山、首里、仲井真、寄宮、古蔵及び鏡原中学校区に限る。)、豊見城市(豊見城市立とよみ小学校区域に限る。)	
	那覇みらい支援学校(肢体不自由である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	那覇市(那覇市立石田、仲井真、寄宮、古蔵、神原、上山、鏡原、小禄、金城及び那覇中学校区域(那覇市立那覇中学校区域にあつては、那覇市立若狭小学校及び那覇小学校区域に限る。))に限る。)、豊見城市(豊見城市立とよみ小学校区域に限る。)	

那覇みらい支援学校 (病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	那覇市(那覇市立石田、仲井真、寄宮、古蔵、神原、上山、鏡原、小禄、金城及び那覇中学校区域(那覇市立那覇中学校区域にあっては、那覇市立若狭小学校及び那覇小学校区域に限る。))に限る。)、豊見城市(豊見城市立とよみ小学校区域に限る。)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている児童生徒であって、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能である者に限る。
鏡が丘特別支援学校 (肢体不自由である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市(那覇市立安岡、首里、真和志、松島、城北、松城、石嶺及び那覇中学校区域(那覇市立那覇中学校区域にあっては、那覇市立泊小学校区域に限る。))に限る。)	

別表第1 那覇特学区の部中「及び医療型児童発達支援センター「わかたけ」の通所者」を削る。
別表第1 島尻学区の部を次のように改める。

島尻学区	島尻特別支援学校 (真和志高等学校分教室を除く。)(知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	西原町、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市(豊見城市立長嶺小学校区域に限る。)	幼稚部にあっては、浦添市及び那覇市(那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域に限る。)を加える。
	島尻特別支援学校 (肢体不自由である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市(豊見城市立とよみ小学校区域を除く。)、糸満市	
	西崎特別支援学校	那覇市(那覇市立小禄及び金城中学校区域に限る。)、豊見城市(豊見城市立豊見城及び伊良波中学校区域に限る。)、糸満市	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 沖縄県立島尻特別支援学校の馬天小学校分教室は、第1条の規定による改正後の沖縄県立特別支援学校管理規則別表第1の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間、なお存続するものとする。
- 3 前項の規定により、なお存続するものとされる沖縄県立島尻特別支援学校の馬天小学校分教室の通学区域については、なお従前の例による。

規則案の概要の説明

部課名 県立学校教育課

1 件名

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

那覇市古波蔵に沖縄県立那覇みらい支援学校が令和4年4月1日に開校する。

また、沖縄県立島尻特別支援学校馬天小学校分教室は、在籍児童がなく休室となっているが、今後の在籍が見込めないことから閉室とする必要がある。

令和3年度における県立特別支援学校高等部入試業務や市町村就学支援委員会の審議に関わり、令和3年6月までに周知するため、規則を改める必要がある。

3 改正案の概要

(1) 沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

①別表第1中、沖縄県立大平特別支援学校の次に沖縄県立那覇みらい支援学校を加える。(別表第1関係)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。(附則)

②別表第1中、沖縄県立島尻特別支援学校の項中の馬天小学校分教室を削除する。(別表第1関係)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。(附則)

(2) 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

①別表第1中、那覇学区の部大平特別支援学校の項中の区域から那覇市(神原、那覇、上山、真和志、石田、松城)を除く。(別表第1関係)

②別表第1中、那覇学区の部大平特別支援学校の項の次に、那覇みらい支援学校の通学区域を加える。(別表第1関係)

③別表第1中、那覇学区の部鏡が丘特別支援学校(肢体不自由である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)の項中の那覇市の区域は(那覇市立安岡、首里、真和志、松島、城北、松城、石嶺及び那覇中学校区域(那覇市立那覇中学校区域にあっては那覇市立泊小学校区域)に限る。(別表第1関係)

④別表第1中、那覇特学区の部那覇特別支援学校の項中の区域から医療型児童発達支援センター「わかたけ」の通所者を除く。(別表第1関係)

⑤別表第1中、島尻学区の部島尻特別支援学校(知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)の項中の那覇市を除く。八重瀬町は全域を区域とし、豊見城市(豊見城市立長嶺小学校区域に限る。)とする。

また、馬天小学校分教室(知的障害である児童に対する教育を行う小学部に限る。)にあっては、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)を除く。(別表

第1関係)

⑥別表第1中、島尻学区の部島尻特別支援学校（肢体不自由である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）の項中の豊見城市の区域は（豊見城市立とよみ小学校区域を除く。）とする。

⑦別表第1中、島尻学区の部西崎特別支援学校の項中の那覇市の区域から那覇市立鏡原中学校区域を除く。また、八重瀬町を除く。（別表第1関係）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。（施行期日）（附則）

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正案

現行

（趣旨）

第1条（略）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（学校の目的）

第2条（略）

（学校の目的）

第2条 学校は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、その他教育に関する法令に基づき、それぞれ視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

（名称、位置、修業年限等）

第3条（略）

（名称、位置、修業年限等）

第3条 学校の名称、位置、障害の種類、部、科、修業年限及び学科は、別表第1に定めるところによる。

第4条～第84条（略）

第4条～第84条（略）

別表第1（第3条関係）

別表第1（第3条関係）

名称	位置	障害の種類	部	科	修業年限	学科
沖縄県立大平特別支援学校	浦添市大平	知的障害	小学部		6年	

名称	位置	障害の種類	部	科	修業年限	学科
沖縄県立大平特別支援学校	浦添市大平	知的障害	小学部		6年	

			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科
久米島高等学校分教室	久米島町字嘉手苅	知的障害	高等部		3年	普通科
沖縄県立那覇みらい支援学校	那覇市古波蔵	知的障害 肢体不自由 病弱	小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科
沖縄県立島尻特別支援学校	八重瀬町字友寄	知的障害 肢体不自由	幼稚部		1年、2年、3年	
			小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科
真和志高等学校分教室	那覇市字真地	知的障害	高等部		3年	普通科
~~~~~						

			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科
久米島高等学校分教室	久米島町字嘉手苅	知的障害	高等部		3年	普通科
(新設)						
沖縄県立島尻特別支援学校	八重瀬町字友寄	知的障害 肢体不自由	幼稚部		1年、2年、3年	
			小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科
馬天小学校分教室	南城市佐敷字津波古	知的障害	小学部		6年	
真和志高等学校分教室	那覇市字真地	知的障害	高等部		3年	普通科
~~~~~						

別表第2（第6条の2関係）（略）

別表第2（第6条の2関係）（略）

第1号様式～第21号様式（略）

第1号様式～第21号様式（略）

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

新旧対照表（第2条関係）

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正案

現行

第1条～第5条（略）

(趣旨)
第1条 この規則は、沖縄県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(学区)
第2条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、県全域とする。

2 特別支援学校の高等部の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、特別支援学校の高等部の合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集に係る特別支援学校の高等部の普通科の学区については、別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。

3 特別支援学校の高等部（普通科以外の学科に限る。）の学区は、県全域とする。

第3条～第5条（略）

別表第1（第2条関係）

学区名	特別支援学校名	区域	
全県学区	(略)	(略)	(略)
~~~~~			
那覇学区	大平特別支援学校	宜野湾市（宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域（宜野湾市立真志喜中学校区域にあつては宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。）に限る。）	久米島高等学校分教室にあつては、久米島町とする。

別表第1（第2条関係）

学区名	特別支援学校名	区域	
全県学区	(略)	(略)	(略)
~~~~~			
那覇学区	大平特別支援学校	宜野湾市（宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域（宜野湾市立真志喜中学校区域にあつては宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。）に限る。）	久米島高等学校分教室にあつては、久米島町とする。

	市、那覇市（那覇市立松島、城北、石嶺及び安岡中学校区域に限る。）	
那覇みらい支援学校（知的障害である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	那覇市（那覇市立松島、石田、真和志、神原、那覇、上山、首里、仲井真、寄宮、古蔵及び鏡原中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域に限る。）	
那覇みらい支援学校（肢体不自由である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	那覇市（那覇市立石田、仲井真、寄宮、古蔵、神原、上山、鏡原、小禄、金城及び那覇中学校区域（那覇市立那覇中学校区域にあつては、那覇市立若狭小学校及び那覇小学校区域に限る。）に限る。）、豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域に限る。）	
那覇みらい支援学校（病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	那覇市（那覇市立石田、仲井真、寄宮、古蔵、神原、上山、鏡原、小禄、金城及び那覇中学校区域（那覇市立那覇中学校区域にあつては、那覇市立若狭小学校及び那覇小学校区域に限る。）に限る。）、豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域に限る。）	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている児童生徒であつて、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能である者に限る。
鏡が丘特別支援学校（肢体不自由である児童に対する教育を行う小学部	宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市（那覇市立安岡、首里、真和志、松島、城北、松城、石嶺及	

	市、那覇市（那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域に限る。）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
鏡が丘特別支援学校（肢体不自由である児童に対する教育を行う小学部	宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市	

	並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	<u>び那覇中学校区域（那覇市立那覇中学校区域にあっては、那覇市立泊小学校区域に限る。）に限る。）</u>	
那覇特学区	那覇特別支援学校区	那覇市	社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会沖縄南部療育医療センターの入所者に____限る。
島尻学区	島尻特別支援学校 (真和志高等学校分教室を除く。) (知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚園、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	西原町、____ 南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、____ 豊見城市(豊見城市立長嶺小学校区域に限る。)	幼稚園にあっては、浦添市及び那覇市(那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域に限る。)を加える。
	島尻特別支援学校 (肢体不自由である幼児に対する教育を行う幼稚園、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、 <u>豊見城市(豊見城市立とよみ小学校区域を除く。)</u> 、糸満市	

	並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)		
那覇特学区	那覇特別支援学校区	那覇市	社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会沖縄南部療育医療センターの入所者及び医療型児童発達支援センター「わかたけ」の通所者に限る。
島尻学区	島尻特別支援学校 (真和志高等学校分教室を除く。) (知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚園、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	西原町、那覇市(那覇市立寄宮、古蔵、仲井真及び首里中学校区域に限る。)、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町(八重瀬町立東風平中学校区域に限る。)、豊見城市(豊見城市立長嶺中学校区域に限る。)	幼稚園にあっては、浦添市及び那覇市(那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域に限る。)を加える。 <u>馬天小学校分教室(知的障害である児童に対する教育を行う小学部に限る。)</u> にあっては、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)
	島尻特別支援学校 (肢体不自由である幼児に対する教育を行う幼稚園、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、 <u>豊見城市、</u> 糸満市	

西崎特別支援学校	那覇市（那覇市立_____小 禄及び金城中学校区域に限 る。） _____
	_____豊見城市（豊見城 市立豊見城及び伊良波中学 校区域に限る。） 糸満市
~~~~~	

西崎特別支援学校	那覇市（那覇市立鏡原、小 禄及び金城中学校区域に限 る。） 八重瀬町（八重瀬 町立具志頭中学校区域に限 る。） _____
	_____豊見城市（豊見城 市立豊見城及び伊良波中学 校区域に限る。） 糸満市
~~~~~	

別表第 2（第 2 条関係）（略）

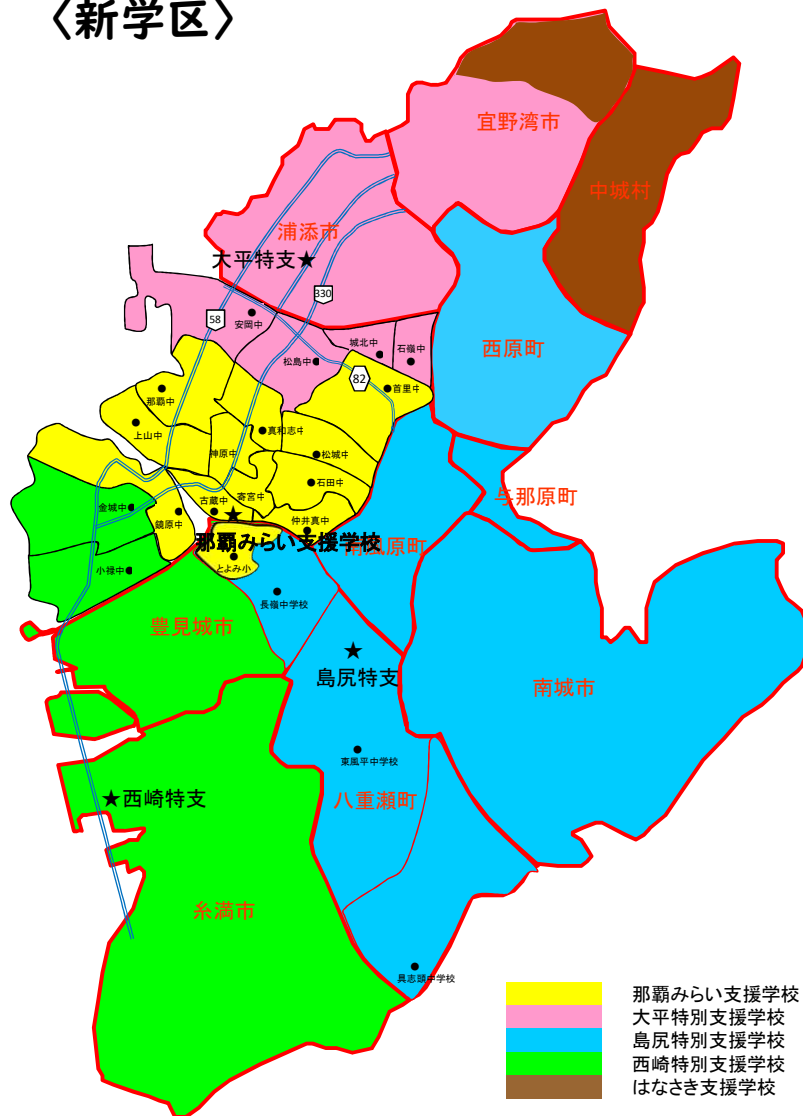
別表第 2（第 2 条関係）（略）

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

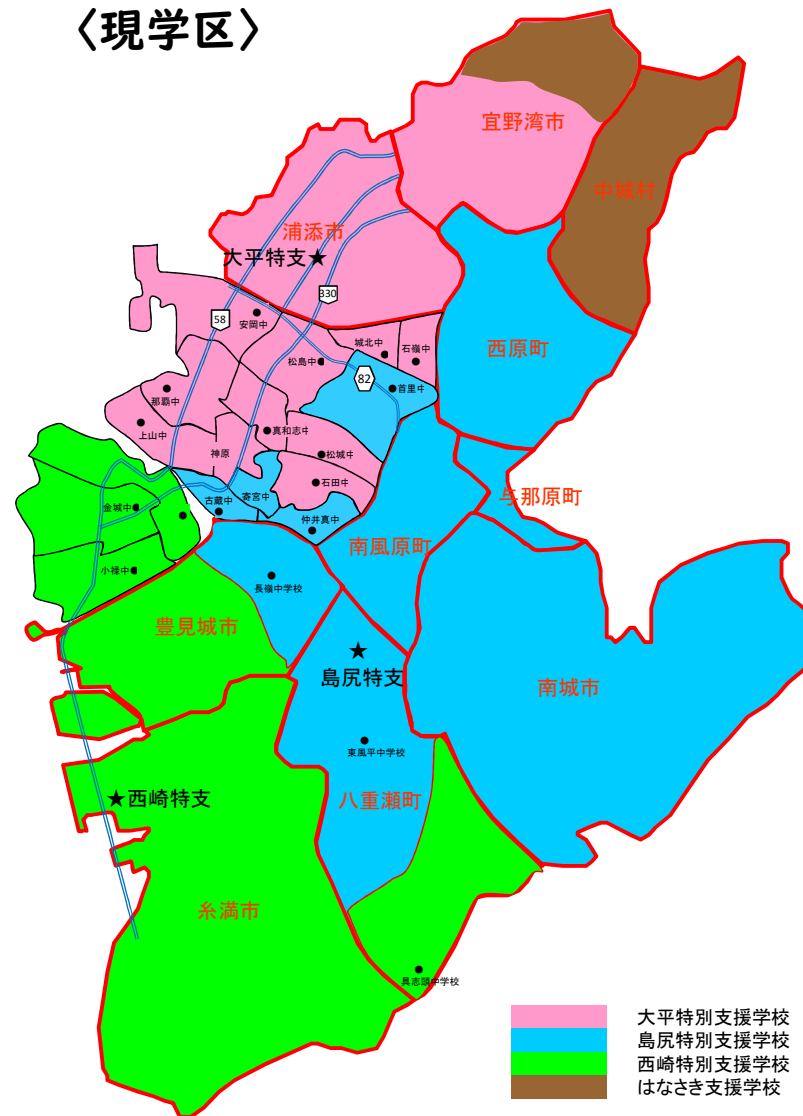
【資料1】

県立那覇みらい支援学校設置後の那覇南部地区通学区域図【知的障害】

〈新学区〉

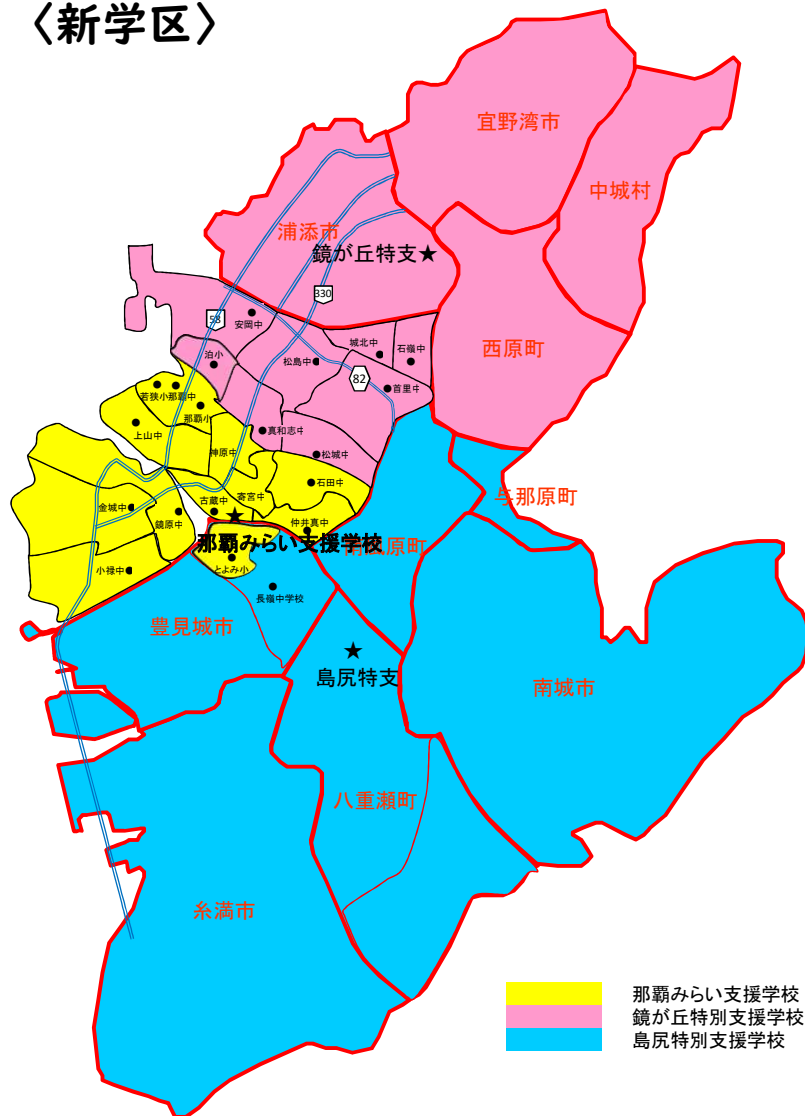


〈現学区〉



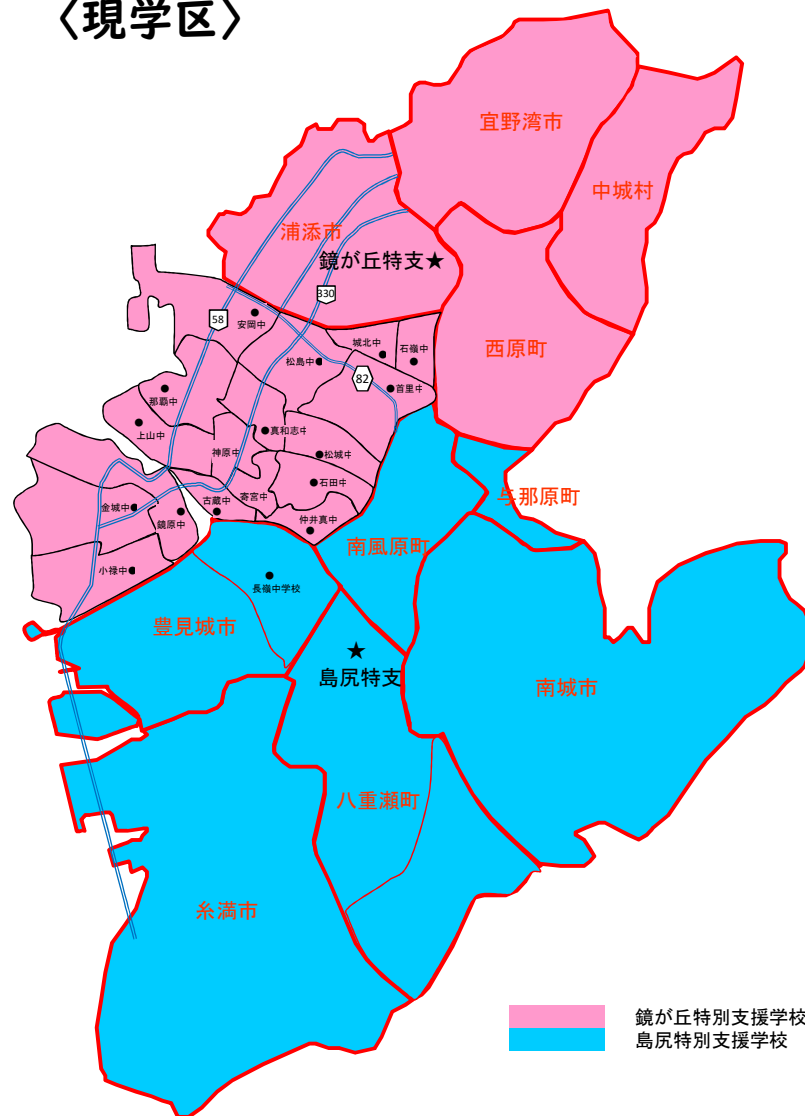
【資料2】 県立那覇みらい支援学校設置後の那覇南部地区通学区域図【肢体不自由】

〈新学区〉



那覇みらい支援学校
 鏡が丘特別支援学校
 島尻特別支援学校

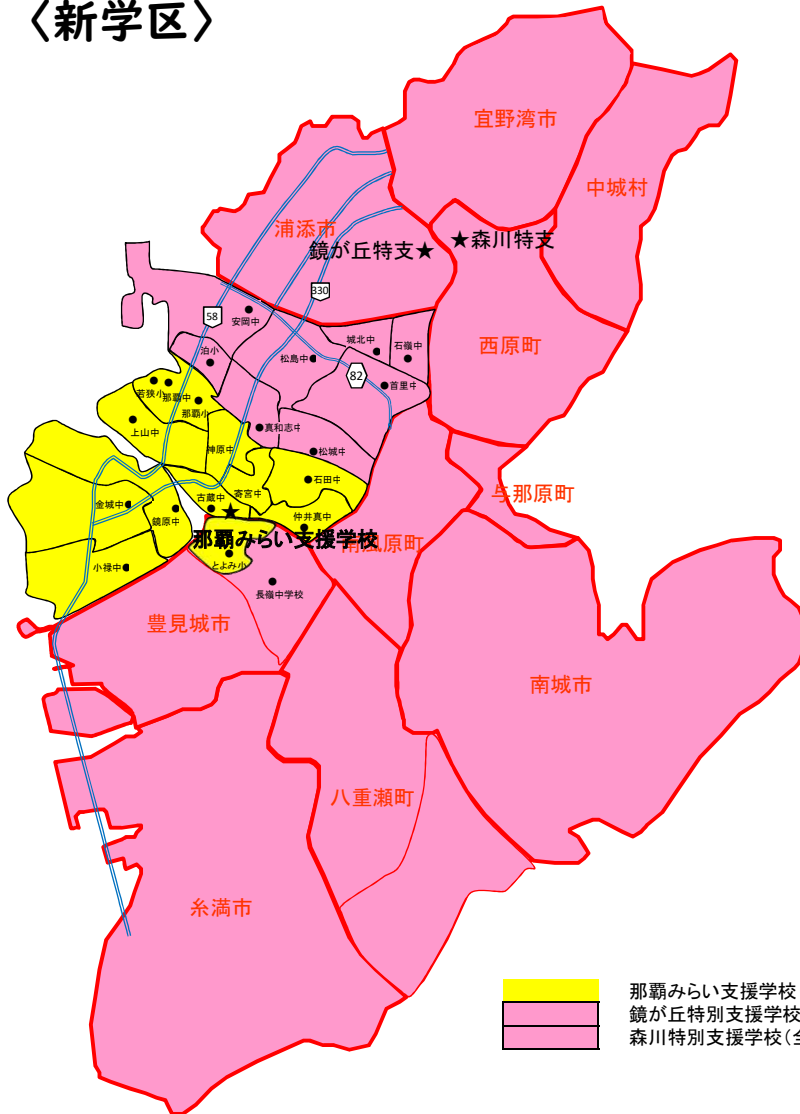
〈現学区〉



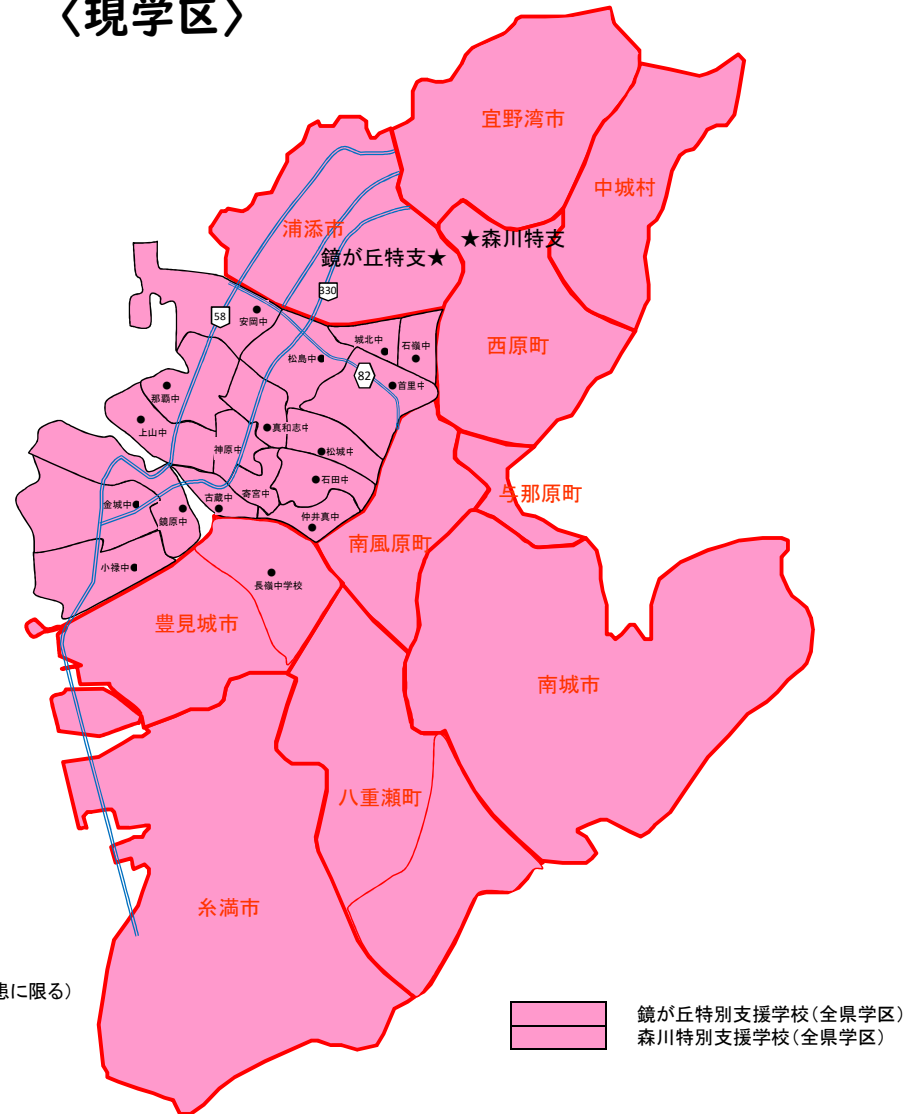
鏡が丘特別支援学校
 島尻特別支援学校

県立那覇みらい支援学校設置後の那覇南部地区通学区域図【病弱】

〈新学区〉



〈現学区〉



○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和三十一年法律第六十二号)

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。

3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。